

平塚市障がい者福祉事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）（令和4年4月1日施行。以下「県サポート事業実施要領」という。）および同要領（障害者グループホーム運営事業分）（令和3年4月1日施行。以下「県グループホーム運営事業実施要領」）に基づき実施する、平塚市障がい者福祉事業（以下「障がい者福祉事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この障がい者福祉事業の実施主体は、平塚市とする。

2 市長は、障がい者福祉事業を適切に実施できると神奈川県障害サービス課長が認めた社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に事業を行わせることができる。

(事業の内容)

第3条 障がい者福祉事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域生活移行基盤整備事業

本市が支給決定を行う障がい者等（以下「本市援護者」という。）が地域生活移行を行うに当たり、環境改善又は体制整備を行うために実施する次に掲げる事業をいう。

ア グループホーム設置費（新築・改修）（県グループホーム運営事業実施要領第4条に規定する、事業番号（以下、「グループホーム事業番号」という。）1-1）

(ア) グループホームを開設及び運営する社会福祉法人等が市内においてグループホームに適した住居にするために行うバリアフリー化等の改修工事等（新築工事を含む。）の事業をいう。

(イ) グループホーム利用者は一定割合（50パーセント以上）の本市援護者を含むこととする。

(ウ) 設置費（新築・改修）は、建物ごと（サテライト型住居は対象としない。）に基準額を適用し、交付する。

(エ) 補助対象とする住居は、自動火災報知設備、火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）、スプリンクラー設備等について、消防法施行令別表第一（6）項ロに該当する際に必要と認められる設備を有するか又は本補助により整備するものに限る。ただし、市長及び所管消防署長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 在宅支援事業

在宅の本市援護者が地域で安心して暮らすことができるよう支援を行うため、実施する次に掲げる事業をいう。

ア 単独型短期入所促進事業（県サポート事業実施要領第4条に規定する、事業番号（以下、「サポート事業番号」という。）2-1）

身近な地域の障害福祉施設等で短期入所の促進を図ることを目的とするもので、指定基準に基づき、単独型事業所である指定短期入所事業所において行う、宿泊を伴う短期入所事業をいう。

イ 福祉型短期入所利用促進事業（サポート事業番号2-2 ア）

指定短期入所事業所（医療型短期入所事業所を除く。）において行う次の事業をいう。

(ア) 重症心身障害児者等の受入

重症心身障害児者又は第5号ウに該当する者若しくはこれに準じると市長が認めた者（以下「重症心身障害児者等」という。）に対する短期入所を提供する事業。

(イ) その他支援困難者の受入

行動援護対象者、第5号エに該当する者又は高次脳機能障害者若しくはこれに準じると市長が認めた者（以下「支援困難者」という。）に対する短期入所を提供する事業。

(ウ) 重症心身障害児者等の受け入れにあつては、支援を行っている間、看護職員等を必要に応じ配置すること。また、支援困難者の受け入れにあつては、支援を行っている間、必要な支援員等を適切に配置すること。

ウ 短期入所送迎促進事業（サポート事業番号2-2 ウ）

(ア) 重症心身障害児者等、支援困難者又は常時医療的ケアが必要な障害児者に対して居宅と短期入所事業所との間の送迎を行う事業をいう。

(イ) 送迎を行うにあつては、利用者1人に対して、支援員等が1人以上付き添うこと。

(3) 地域社会参加支援事業

障がい者が地域の人々とともに暮らしていく環境を整備するため、本市内に所在する社会福祉法人等が実施する次に掲げる事業をいう。

ア 地域交流等支援事業（サポート事業番号3-1）

地域住民の障がい者への理解が深まるような交流等を通じて、相互理解を促進する事業（社会福祉法人等がその施設又は周辺地域で実施し、地域住民が参加して定期的に行われる事業を含む。）をいう。

イ 地域防災拠点事業（サポート事業番号3-2）

(ア) 民間障害福祉施設を災害時の緊急避難場所として活用するため、必要な物品の整備等を行う事業をいう。

(イ) 社会福祉法人等は、在宅障がい者及び地域住民に対して、緊急避難場所、施設設備、援助物資等の提供を行うものとする。

(4) 就労等支援事業

本市援護者がライフステージに応じてその人らしい働き方等を選択できるよう支援を行うために、本市内に所在する社会福祉法人等が実施する次に掲げる事業をいう。

ア 通所体験事業（サポート事業番号4-2）

(ア) 本市援護者に一連のサービスを体験させることで、自己の障がいに適した施設の選択を可能にすることを目的とした、在宅の本市援護者の通所サービス体験利用の受入れを実施する事業をいう。

(イ) 社会福祉法人等は、体験利用者に適した体験内容を記載した計画書等を作成するものとする。

(ウ) 本事業に主に従事する社会福祉法人等の職員は、社会福祉主事任用資格を有する者又は障がい者施設での実務経験が3年以上ある者で、当該事業を適切に実施できる者を担当者とする。

(エ) 体験利用者は、(イ)に規定する計画書等に基づき市長がそのサービスを受けることが適切と認める者で、過去に同施設でサービスを受けていない者とする。

(オ) 補助期間は体験利用者1人当たり1ヶ月を上限とする。

(5) 地域生活個別支援事業

生活の場において本市援護者の障がい状態に応じて個別的な支援を行うために実施する次に掲げる事業をいう。

ア 重度重複障害者個別支援事業（サポート事業番号5-3）

(ア) 身体障害者手帳1若しくは2級、療育手帳A1若しくはA2又は精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた者又は同様の状態にあると市長が認めた者（加齢により心身機能に変化があった者で、介護保険サービスが利用可能な者（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する要介護被保険者又は第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者に該当し得る者）を除く。）に対し、個々の障がいに適した支援を行う事業をいう。

(イ) 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置するものとする。

イ 行動障害者支援事業（サポート事業番号5-4）

(ア) 行動障害等のため、日常的に多くの支援を要する者で、障害支援区分が3以上で、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度について、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が6点以上10点未満の利用者又は児童であって同程度の状態（平成24年厚生労働省告示第270号の第13号に掲げられた表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が概ね13点以上20点未満）にあると市長が認めた者に対し、個々の障がいに適した支援を行う事業をいう。

(イ) 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置するものとする。

ウ 医療的ケア支援事業（サポート事業番号5-5）

(ア) 次に該当する者に対し、医療支援を行う事業をいう。

気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、IVH、膀胱ろう又はこれに準じると市長が認めた医療行為について、看護職員等による医療的支援を日常的に必要とする者。

(イ) 看護職員等を常勤換算で1人以上配置するものとする。

エ 遷延性意識障害者個別支援事業（サポート事業番号5-6）

(ア) 次のうち、5つ以上に該当する者に対し、支援を行う事業をいう。

- a 自力での移動が不可能であること。
- b 意味のある発語を欠くこと。
- c 意思疎通を欠くこと。
- d 視覚による認識を欠くこと。
- e 原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
- f 排泄失禁状態であること。

(イ) 看護職員等を常勤換算で1人以上配置するものとする。

(6) グループホーム運営費

ア 基本分（グループホーム事業番号2-1）

(ア) 障害者の地域生活移行を促進するため、グループホームの運営に要する経費に対する基礎的な補助事業をいう。

(イ) グループホームを運営する事業者に対し、補助対象となる利用者の障害支援区分並びにグループホームの世話人配置区分及び地域区分ごとに所定の額を算定する。

(ウ) 利用者の入院等により1カ月不在となる場合であっても、入院等に対する支援を行うことにより、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算等を算定している場合にあつては算定を認める。

(エ) 月の途中で入退去があつた場合及び上記ウの算定が停止した場合等にあつては、次の算定式により日割り計算を行う。なお、計算後に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

運営費補助単価 ÷ 当該月の実日数 × 利用実日数

(オ) 一時的な体験利用には適用しない。

イ 初期受入支援加算（グループホーム事業番号2-2）

(ア) グループホームに新規に入居した者に対し、必要な連絡調整及びアセスメント等、当初の受入にあたっての手厚い支援を提供する事業をいう。

(イ) 入所施設又は精神科病院からグループホームへ移行する者を受け入れた場合には、初期受入支援加算（Ⅰ）を、それ以外の場合には初期受入支援加算（Ⅱ）を算定する。

(ウ) 算定期間は、入居した月から起算して12ヶ月とし、月途中の入居であっても日割り計算は行わない。

ウ 重度重複障害者個別支援費

(ア) 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2、精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた者又は同様の状態にあると市長が認めた者（加齢により心身機能に変化があった者で、介護保険サービスが利用可能な者（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する要介護被保険者又は第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者に該当し得る者）を除く。）に対し、個々の障害に適した支援を行う事業をいう。

(イ) 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

2 第1項のうち（5）のウとエの事業については、利用者一人に対し、複数の事業対象にはできないこととする。

（記録の整備）

第4条 社会福祉法人等は、障がい者福祉事業に係る職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

（実施事業者の責務）

第5条 障がい者福祉事業の実施に際して事故が生じた場合は、社会福祉法人等がその責任を負うものとする。ただし、本市の責任で生じた場合は、この限りでない。

（個人情報保護）

第6条 社会福祉法人等は、「個人情報の保護に関する法律及び平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨に則り必要な措置を講じなければならない。

2 社会福祉法人等の従事者は、職務上知り得た利用決定障がい者等の個人情報はこれを漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（秘密保持等）

第7条 社会福祉法人等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 社会福祉法人等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

令和3年度実施事業については、第3条第1項(4)ア(オ)中「1ヶ月」とあるのは、「1ヶ月(ただし、事業者及び事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、事業を休止又は休所した場合等で、市長が期間の変更が必要と認めたときにあつては、変更後の期間)」と読み替えるものとする。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。